

建設業許可に係る Q & A

経営業務の管理責任者（経営）

Q 1 更新の申請書で経営を変更し、変更届の提出を省略してよいか。

A 1 認められない。

更新は「既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で申請する場合」(国のガイドラインより)であることから、更新の申請前に経営の変更届を提出させ、監理課に F A X で重複チェックを照会し、他業者の経営等と重複していないことを確認(電話による回答)した後、許可すること。

なお、専技の変更がある場合も同様である。

Q 2 経営は他社の役員と兼務が可能か。非常勤の役員との兼務ではどうか。

A 2 経営は自社に常勤でなければならない。他社の非常勤の役員との兼務の場合は、当該経営が建設業法上の本店に常勤していることが客観的に(確認書類等で)認められれば可。

Q 3 経営が置かれる営業所は本店以外でもよいか。

A 3 認められない。

登記上の本店が建設業法上の本店ではない場合は、建設業法上の本店にあたる営業所にいなければならない。

Q 4 経営の経験年数が平成 9 年 4 月から平成 1 4 年 3 月までとした記載がある場合、5 年 0 ヶ月としてよいか。

A 4 上記の期間が記載されていても、4 月途中から 3 月途中かもしれないので、原則として片月落として計算することとしており、4 年 1 1 ヶ月となる。

ただし、開始月の月初から終了月の月末までが年数に算入できると客観的に確認できれば 5 年 0 ヶ月とする。

なお、専技の実務経験年数についても同様である。

Q 5 経営としての経験年数に非常勤役員であった期間を含めてよいか。

A 5 よい。

Q 6 建設業許可のない営業所の所長であった者の経験はどのようにして確認すればよいか。

A 6 組織図、営業所長を任命する辞令、営業所長権限を証明する書類、工事契約の締結決裁書等を提示させて(添付の必要はない)確認する。

Q 7 建設工事を発注する立場で、建設工事に関して見積、施工、技術職員の配置等を総合的に行っていた経験は、経営の経験又は「経営業務を補佐した経験」と認められるか。

A 7 認められない。

経営業務に関する経験は、あくまでも建設工事を受注する立場での経験である。

Q 8 経営の証明者は建設業許可業者でなければならないか。

A 8 建設業許可業者が望ましいが、経営の経験を証明できる立場であれば無許可業者でも差し支えない。ただし、建設業を営む者以外を証明者とすることは、原則として認められない。

- Q 9 以前役員として勤めていた会社が廃業している場合、経営の証明者はどうすればよいか。
- A 9 当時の同業者、または廃業会社の元役員に証明してもらう。
(申請者が、廃業会社の同業者であれば、結果的に自社証明となってもよい)
- Q 10 個人の経営の証明者は、常に同業者等でなければならないか。
- A 10 新規申請は当該事業主本人に客観的な証明力がないので証明者は同業者等でなければならないが、初回の更新時以降に一度証明された経営をもって追加、更新などの申請を行う場合は、建設業許可業者として経営が経験年数を経ていることはあきらかであるため、自社証明で可。
(知事許可に限る)
- Q 11 許可をもたない個人事業主であった者が新たに法人を設立して申請しようとする場合、個人事業主時代の経験を申請会社が証明してよいか。
- A 11 証明する期間、その会社は存在していなかったため認められない。
- Q 12 取締役等に直属であり、建設業の請負に関与している役職にある者を経営に準ずる地位として認められる法人の規模はあるのか。
- A 12 規模の要件はない。
- Q 13 事業主補佐の経験を「経營業務を補佐した経験」として認める場合は、事業主の死亡又は引退に限られるのか。
- A 13 死亡又は引退は条件ではない。実際に事業主補佐として必要な経験年数を経ているれば、個人事業主の子が独立して(親である個人事業主が廃業することなく)許可を申請できる。
- Q 14 個人事業主の補佐経験で申請できる者は、個人事業主に限られるのか。
- A 14 補佐経験を持つ者が常勤の役員である法人としても申請できる。
- Q 15 複数の業種について経營業務を補佐した経験がある場合、その期間は重複できないか。
- A 15 期間の重複は可能であるが、同一の契約を工程等により分割してそれぞれの業種の経験とすることは認められない。
- Q 16 複数の業種について経營業務を補佐した経験がある場合、補佐経験証明書は1枚の用紙にまとめて記載してよいか。
- A 16 補佐経験は申請する業種の経験についてのみ認められるので、それを確認する必要があり、業種ごとに別々に作成する。
なお、補佐経験証明書は、補佐業務を行っていたことを確認できる資料を申請者(届出者)が提示できない場合に作成されるものである。
- Q 17 補佐経験証明書に全く契約実績のない年があった場合、経験期間に含まれるか。
- A 17 所属していた会社にその当時当該業種の許可があったことが確認できれば認められる。
また、許可がなくても、営業活動を行っていたことが確認できれば認められる。

専任技術者（専技）

Q 1 別の会社からの出向社員を専技とすることができるか。

A 1 出向社員であっても、常勤性、専任性が確認できれば専技として認められる。
（ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれない）

Q 2 専技は他の会社の社員・役員と兼務できるか。同一フロアの会社ではどうか。

A 2 他社の常勤社員・役員であれば同一フロアでも認められない。
他社に非常勤であれば、自社の専任性が客観的に認められれば可。

Q 3 追加申請の場合、専技証明書の業種は追加に係るもののみでよいか。

A 3 追加業種に係る人のみ記載すればよい。
なお、既に他業種の専技である者が申請業種の専技も兼ねる場合は、追加に係るもののみではなく、今後担当する全ての業種及び関連する全ての資格を記載すること。

Q 4 一部の業種を廃業した場合、専技の扱いはどうするか。

A 4 廃業した業種以外の業種の専技も兼ねている場合は担当業種の変更届が、兼ねていない場合は専技の削除届が必要。（届出書様式第22号の4）
専技でなくなっても在職している場合は「国家資格者等・監理技術者一覧表」により技術者の追加としての届も必要（ただし、法第7条第2号イ（学歴＋実務経験）、ロ（10年実務経験）に該当する者は不要）。

Q 5 熱絶縁工事のみの許可を得て営業していた建設業者が管工事の許可を申請するときに、過去に誤って熱絶縁工事として計上していた管工事（ダクト工事）を実務経験として申請してよいか。

A 5 実際には管工事であったことが工事台帳等で確認できればよい。
その場合、直前5年間の営業年度終了後の届出について差し替え書類を提出させること。
なお、このような事例が生じることを防ぐため、許可申請時に業種区分等について十分確認するとともに、変更届を受理する時や経営事項審査等において工事経歴書の内容をチェックすること。

Q 6 付帯工事として施工した実績を実務経験としてよいか。

A 6 実務経験は、主たる工事部分の業種の施工実績について認められ、付帯工事の業種を別に（同一の契約を複数の工事に分割）することは認められない。

Q 7 過去10年間に左官工事をしながら大工工事をしていた場合、10年間の実務経験で左官と大工の2業種の専技となることができるか。

A 7 認められない。
業種によっては例外（類似業種での短縮。P.20 参照）があるが、1業種につき10年（2業種であれば20年）間の経験が必要。

Q 8 短大や高専の指定学科を卒業した後に必要な実務経験は何年か。

A 8 3年間（大学卒と同様に扱う）。
なお、専門学校は学校教育法に基づくもののみであり、民間の専門学校は含まれない。

Q 9 専技が外国人で、専技証明書と資格者証の名前が一致しない場合は外国人登録証を添付する必要があるか。

A 9 必要ない。外国人であるために一致しないのであれば名前が一致しなくてもよい。

Q 10 資格者証の名前が旧字体で記載されている場合は、専技証明書も旧字体にしなければならないか。

A 10 新旧いずれでもよいが、以後の記載はどちらかに統一すること。

ただし、J I S 第一，第二水準以外の文字で一般に通常の子をあてることのできる場合は J I S 第一，第二水準の文字を用いるよう指導する。(旧建設省による通達)

Q 11 専技の資格につき学歴を確認する必要がある場合に、卒業証明書をとる必要があるか。

A 11 卒業学科が確認できれば卒業証書の写しでよい(原本確認は必要)。

Q 12 資格試験の合格通知をもって資格者証に替えることができるか。

A 12 認められない。資格者証(免状、合格証書、合格証明書)によってのみ確認している。

資格者証が未到着の場合はその到着を待って申請し、資格者証の紛失ならば再発行手続きをし、資格者証を得てから申請するよう指導すること。

Q 13 法人成新規で個人時代の経験を証明する場合、実務経験証明書の証明者は法人である申請者でよいか。

A 13 個人時代に許可を有しており、その者が専技として認められていた場合のみ可。

Q 14 以前勤めていた会社が廃業しており、その廃業会社における実務経験を証明する場合の証明者は、廃業会社の元役員でもよいか。

A 14 よい。

財産的基礎

Q 1 金融機関の残高証明は、どの時点のものでなければならないか。

A 1 原則として、申請書類提出日の1ヶ月以内のものとし、証明書発行日現在の残高が記載されたもので確認する。

なお、金融機関の決済等の都合で証明書発行日現在の残高ではない場合は、証明書発行日に可能な限り近い日(3営業日前程度)の残高であれば可。

また、複数の金融機関、口座になる場合は、残高日が同一日の証明とすること。

Q 2 資本金300万円と預金残高200万円の合計500万円で要件を満たしていると認められるか。

A 2 認められない(資本金と預金は、資産と資本(貸借対照表の右と左)なので、資本金300万円のうち、銀行に200万円預けた場合でも、上記のようになり、500万円の資金調達能力ではない)。

Q 3 固定資産評価額証明書の名義が申請者と異なる場合はどうするか。

A 3 登記簿等により、申請時点での所有者が申請者と同一と確認できればよい。

その場合、営業所調査報告書(知事許可)の(7)備考欄に「登記簿により所有権確認」と記載すること。

- Q 4 固定資産評価額証明書の名義に申請者以外の者も含まれている場合はどうするか。
A 4 持分で按分した額で判断する。
- Q 5 預金残高200万円と固定資産評価額証明300万円の合計500万円で要件を満たしていると認められるか。
A 5 認められる(資産同士なので)。
- Q 6 新規許可申請であっても、直前決算で自己資本が500万円を超えていれば一般の要件を満たしていると認められるか。
A 6 認められる。
ただし、個人の場合は、簡易課税型でない青色申告業者であれば認められる。
- Q 7 法人成り直後の、特定建設業許可の新規申請の場合、開始貸借対照表で4000万円の資本金が必要か。
A 7 開始の場合は通常内部留保がないので、4000万円の資本金が必要。
- Q 8 特定の財産的基礎について、直前決算で資本金1500万円、自己資本3500万円であったとき、決算後に資本金を500万円増資すれば、資本金2000万円、自己資本4000万円とみなすことができるか。
A 8 自己資本は、あくまでも直前の決算時の状態で判断するため、認められない。
(自己資本が4000万円以上であれば、内部留保を資本金にまわすことで自己資本を維持したまま資本金を増加させることが可能なため、自己資本を満たしている場合にのみ、資本金を増資して資本金の要件を満たしたのもも認めている)
- Q 9 許可切れ新規の場合、許可切れの直前5年間の許可期間をもって財産的基礎とできるか。
A 9 認められない。
許可切れの場合は、別に財産的基礎を証明するものが必要。

大臣許可

- Q 1 大臣許可業者が、ある業種について支店のみで営業することは認められるか。
A 1 認められる。その場合も、申請は本店を管轄する都道府県に対して行う。
- Q 2 山口県に本店がある大臣許可業者が他県の営業所を全て廃止し、本県の営業所のみとなった場合、どのような手続きが必要か。
A 2 大臣許可業者として営業所廃止に係る変更届を提出するとともに、山口県知事に対する許可申請(許可換え新規)が必要。(新たな知事許可がなされるまでは大臣許可は有効。)
なお、この場合の営業所調査は、新たな営業所がある場合を除き書類調査でよい。
- Q 3 他県許可業者から山口県知事許可への許可換えの場合、本店の移転登記が終了しないと申請できないか。
A 3 移転登記は必ずしも要件ではないが、山口県内に営業所が実在し、経管及び専技がその営業所に常勤していることが客観的に確認できなければ許可はできない。

Q 4 大臣許可業者に係る変更届はいつから効力を発するか。

A 4 届出事項が許可要件に関するものであり、法に定める要件を充足しないものでなければ土木事務所で受理したときから

Q 5 申請書はOCR用紙に鉛筆書きでなければならないか。

A 5 変色、破損に耐えるものであればOCR用紙でなくてもよい。鉛筆書きでなくともよい。

その他

Q 1 納税証明書で税金を滞納していることが分かった場合どうするか。

A 1 滞納を理由に不許可とすることはできないので、申請書や届出書は受理して差し支えない。

Q 2 本店では建設業の請負をしない場合、支店を主たる営業所として許可することができるか。

A 2 可能。

その場合、経営、専技とも当該支店に常勤していなければならない。代表者は登記上の本店勤務でも支障ない。

Q 3 実際の営業所の所在地が登記簿上の所在地と異なる場合はどうするか。

A 3 実際の営業所の所在地を申請書の「主たる営業所の所在地」として別表の「所在地」欄に記入し、登記簿上の所在地は別表にかっこ書きで記入すること。

Q 4 別の会社と申請会社が事務所を兼用している場合、どのような形態であれば営業所として認められるか。

A 4 顧客がどちらの会社と話をしているのか分かる程度の独立性は必要。そのためには、入り口を共用していても看板等で両方の会社が存在することが顧客に示されるとともに、内部では仕切などにより区分されていることが必要。

Q 5 営業所が公営住宅の中にある場合どうするか。

A 5 「公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。」との規定があるため、原則として、認められない。ただし、「事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。」との規定があり、公営住宅の事業主体の長（市町村長等）の承諾を得ていれば認めてよい。（公営住宅法第27条第3項）

Q 6 許可要件のうち「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実態を有する者」とは、毎年完成工事高があることが必要か。

A 6 必ずしも必要ではない。

Q 7 許可の有効期間はいつからいつまでか。

A 7 許可日から5年後の許可日に対応する日の前日まで。（曜日は関係ない）

Q 8 申請用紙は建設業協会が販売するもの以外は認められないか。

A 8 統一様式であれば建設業協会が販売するもの以外でもよい。

コピーやワープロで作成したものでもよい。ただし、ワープロで作成する場合は、一字一句統一様式のまま作成すること。

Q 9 追加の申請があった場合は、更新も同時にさせるべきか。

A 9 既存許可の残存許可期間による。残存許可期間が短い場合は、なるべく追加 + 更新で一本化するよう指導する。

ただし、許可満了日まで、知事許可で 1 ヶ月、大臣許可で 6 ヶ月以上の期間がある場合に限る。

Q 10 追加 + 更新の許可日はどうなるか。

A 10 実際に処理した日となる。(更新日にはあわせない)

Q 11 一般と特定のそれぞれに複数の許可日がある場合に、一般と特定を別の許可日で一本化更新することができるか。

A 11 一本化は既に許可を受けている建設業の全部について許可日を同一にする場合のみ可。

Q 12 実績のない業種については廃業させるべきか。

A 12 県が積極的に廃業を指導する必要はない。

Q 13 新規申請の場合、国家資格者等又は監理技術者がいないときには、「国家資格者等・監理技術者一覧表」の添付を省略できるか。

A 13 認められない。新規の時には必ず添付する。(「該当なし」とする)
他の必要書類についても同様。

Q 14 特定を一般に切り替える般特新規の場合は、特定業種の廃業届が必要か。

A 14 法第 29 条第 1 項第 1 号による取消要件(専任技術者の不在)に該当する場合は必要。
更新時に財産的要件を満たさない場合や、自主的に特定から一般に切り替える場合は不要。

Q 15 申請者が個人である場合、申請者印は実印でなければならないか。

A 15 実印以外でも可能。

ただし、社会通念上個人の印と認められないものは不可。

また、「 社長」など屋号のみで個人名が入らないものも不可。

Q 16 添付する納税証明書の税目は何か。

A 16 知事許可の法人は「法人事業税」、個人は「個人事業税」

大臣許可の法人は「法人税」、個人は「所得税」

なお、申請書や届出書に添付する納税証明書は「納期未到来」の場合を除き、納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの。

(個人事業税の納付すべき額と納付済額がいずれも 0 円であるために「滞納はありません」の表示となる場合を除く)

Q 17 法人成り新規の許可番号は、個人の時と同じか。

A 17 人格が変わるので、最新の許可番号となる。

(県の入札参加資格者の場合、「入札資格者法人成」と営業所報告書の参考欄に明記すること)

Q 18 許可切れ新規の許可番号は、以前許可を得ていた時と同じか。

A 18 許可切れとなった月から 3 ヶ月以内に申請があり、申請者が希望する場合は同一の番号とするが、それ以外は最新の許可番号となる(3 ヶ月を過ぎると全国システムのデータベースから業者情報が削除されるため)。

- Q 19 個人事業主で親が引退し、子その後を継承する新規の許可番号は、親の時と同じか。
A 19 人格が変わるので、最新の許可番号となる。(A17と同様)
- Q 20 山口県の入札参加資格を有する業者が許可切れとなった場合、直後に新規申請を提出すれば入札参加資格は継続されるか。
A 20 許可が失効した時点で入札参加資格も失われる。
再び入札参加資格を得るには、改めて受付時期に入札参加資格申請を提出する必要がある。
- Q 21 通常の更新申請は許可満了日の何日前から受け付けてよいか。
A 21 大臣許可は6ヶ月前から。知事許可の場合は、許可満了日の属する月の2ヶ月前に通知を出している関係上、概ね3ヶ月前なら受け付けて良い。
- Q 22 許可満了日1ヶ月前に更新申請の手続きをし、許可を受けた後に経管、専技等の変更が発生した場合、更新申請書の差し替えが必要か。
A 22 不要。
ただし、変更届は規定の期間内に提出するよう指導すること。
- Q 23 自己所有のビルを新築した場合は完成工事高としてよいか。
A 23 請負契約ではないので計上できない。
- Q 24 自社で土地を購入し、家屋を建築した後、販売するいわゆる建て売り住宅の場合、販売額を完成工事高に計上してよいか。
A 24 計上できない。
家屋を販売しているものであり、販売額から土地の価格を除いたものが建築費であるとはみなされない。
- Q 25 有限会社から株式会社へ組織変更した場合、新規許可を取り直す必要があるか。
A 25 有限会社法第67条による組織変更の場合は変更届でよい。
- Q 26 住居表示の変更に係る住所変更の届出は必要か。
A 26 必要。
ただし、県内の市町村合併に伴う場合は、住所変更のパターンを県で把握しうるので、知事許可に関しては不要(入札参加資格も同様)。
なお、大臣許可については、市町村名のみの変更は不要だが、大字等にも変更がある場合には必要)。
- Q 27 許可申請書に添付する登記簿謄本や証明書の日付は何ヶ月前のものまで有効か。
A 27 申請時点まで変更がないとして3ヶ月前まで。
ただし、金融機関の残高証明は1ヶ月以内(財産的基礎A1)。